

### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本市の現状や課題を踏まえて、公共施設等の今後の老朽化対策や総量縮減等を実現するために、本章では公共施設等総合管理計画の計画期間や取組体制等の前提となる方針、今後の各種個別計画の策定指針となる基本的な方針を以下のとおりに掲げます。

#### 第1節 計画期間

本市では人口減少及び少子高齢化が進展すること、既存施設や震災復興後に再建された施設に関する建替え・長寿命化等の計画的な実施など、中長期的な視点が不可欠であることから、計画期間を平成28年度から令和37年度までの40年間とします。

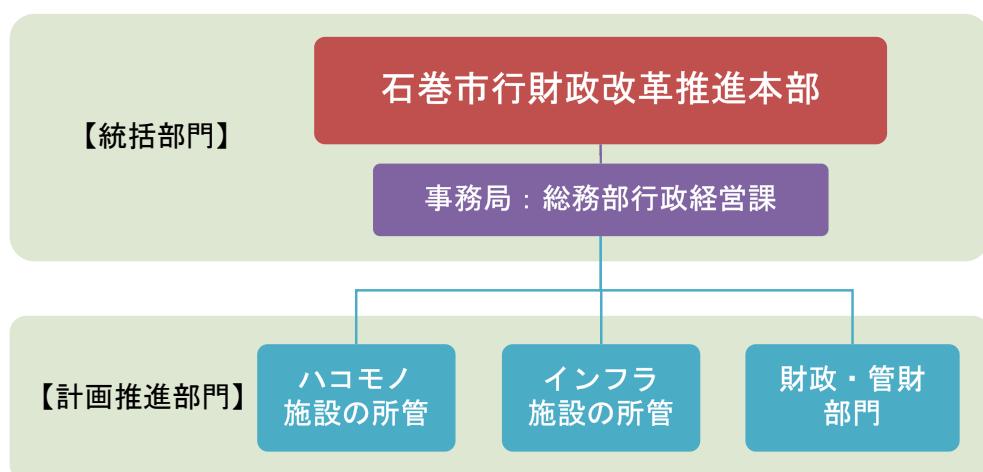
ただし、人口動態や財政状況、公共施設の保有状況を考慮し、10年毎に計画の見直しを行うこととします。

#### 第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本市の公共施設等総合管理計画を総合的かつ計画的に管理し、全庁的な取組みとするために、石巻市行財政改革推進本部において公共施設等のマネジメントを進めていきます。

また、公共施設等のマネジメントに必要な情報については、総務部行政経営課において管理・集約することで一元化し、それを各部局にフィードバックすることで全庁的に情報の共有を図ることとします。

なお、計画期間が40年の長期にわたることから、その計画期間内において取組体制の見直しが行われることも想定されます。その際には、既存の公共施設等のマネジメントに関する情報や取組みが適切に新たな体制に引き継がれるような推進体制を構築します。



### 第3節 現状や課題に関する基本認識

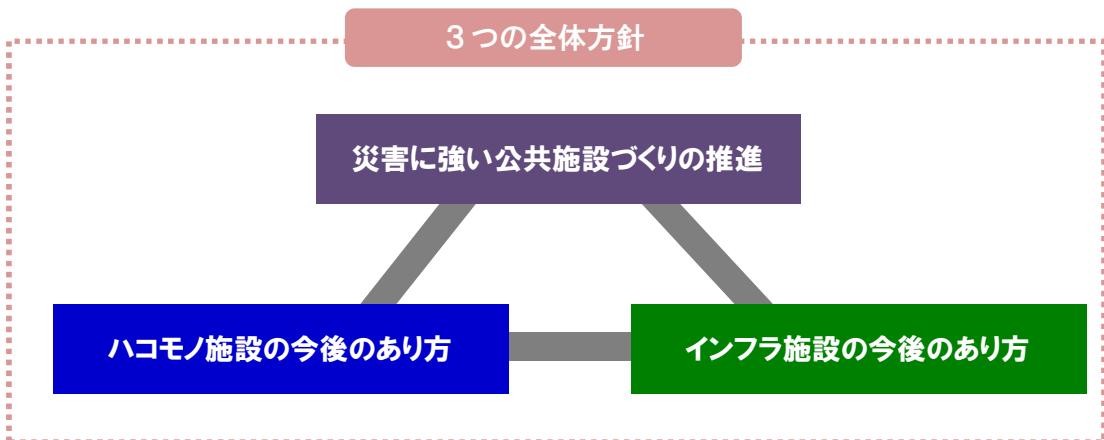
本市が全体方針及び各種の実施方針等を策定するに当たって考慮した諸課題等（第1章・第2章）について、主な要点を以下のとおりに掲げます。

#### 公共施設等に関する本市の現状や課題等のまとめ



#### 第4節 公共施設等総合管理計画の全体方針

本市の諸課題や特殊事情、市民アンケートの結果及び国の動向等を踏まえ、本市の公共施設等管理計画の全体方針を次のように定めます。



##### 第1項 災害に強い公共施設づくりの推進

本市は、震災で甚大な被害を受け、復旧・復興に全力を挙げて取り組んできました。しかし、今後も宮城県沖地震等の地震災害をはじめ、津波や風水害さらには原子力災害など、さまざまな災害に対する備えを継続的に行っていかなければなりません。そこで、ハード事業とソフト事業を組み合わせ、公共施設を長く、賢く使用し、災害時においても機能できる「災害に強い公共施設づくり」を推進していきます。

##### 災害に強い公共施設づくりの推進

###### 方針

###### 災害対応を念頭に置いた施設管理 ～災害時にも機能する公共施設づくり～

国の「国土強靭化基本計画」をはじめ、宮城県及び本市の「地域防災計画」、そして、「石巻市復興基本計画」においても、災害に強いまちづくりを目標に掲げられており、このまちづくりの根幹をなすハコモノ施設やインフラ施設の整備及び適正な維持管理が必要となります。

今後、施設の整備については、災害時に被害を最小限に抑える公共施設づくりを推進します。

また、公共施設を長く賢く使うための仕組みづくりなどソフト事業も組み合わせ、災害時においても機能する公共施設づくりを推進します。

## 第2項 ハコモノ施設の今後のあり方

公共施設による市民サービスの低下を可能な限り抑えながら、公共施設の適正な管理を図るために、ハコモノ施設の今後のあり方について、本市では次の3つの全体方針を定めます。

### 【ハコモノ施設】3つの全体方針

#### 方針1

#### 総量の縮減を進めます ～財源の確保を図るために～

本市においては急速な人口減少や少子高齢化が予想され、併せて地方交付税の削減や社会保障費等の増加により、財政状況は年々厳しくなる見込みです。したがって、公共施設に対して必要となる財源の確保を図るために『総量の縮減』を進めます。

具体的には、『今後40年間で20%の延床面積の総量縮減（目標面積94万m<sup>2</sup>）』（算定根拠は次頁にて解説）を目標として掲げ、維持管理や更新に要する費用を削減します。

#### 方針2

#### 安全の確保に努めます ～安心して利用できるように～

施設の老朽化や震災等に起因した劣化・損傷、事故の防止を図り、安心して施設を利用できるよう『安全の確保』を最優先とした管理を推進します。

具体的には、点検診断等の適切な実施により施設の現状把握に努め、その記録等を予防保全型の計画的な管理全般に活用するとともに、用途廃止施設の解体撤去も併せて推進します。

#### 方針3

#### 最適配置の実現に努めます ～効率的な管理の実施のために～

今後ますます厳しくなる財政状況を踏まえつつ、サービスの維持・向上に不可欠である効率的な管理を実施するため、施設の『最適配置の実現』に努めます。

具体的には、総量縮減による更新費用の削減を念頭に置きながら、震災以降の地域人口の変化も踏まえて、施設の集約化・複合化・用途変更を進め、適切なサービスの提供を図ります。

## 【補足】方針1 『総量削減』に関する削減目標の設定根拠について

### 【当初計画策定時の根拠設定】

#### 1. 基本的な考え方

削減目標の設定に当たっては、「市民一人当たり延床面積」を計算根拠に震災の影響や、本市の地域性及び今後の各自治体の総量削減を加味し、目標を設定しました。

#### 2. 削減目標の基準となる本市の延床面積

本市では、削減目標の基準となる延床面積として、平成21年度末時点の延床面積(4.83m<sup>2</sup>/人・約79万m<sup>2</sup>)を採用しました。

なお、直近の延床面積である平成26年度末時点における延床面積※1は、震災による特殊要因※2を含んでいるため、削減目標の基準としては採用していません。

※1 本計画書の策定に当たって調査した延床面積

※2 復興住宅等が加算されている一方、再建中の公共施設が加算されていない

#### 3. 削減目標として活用する指標及び考慮した事項

本市では、削減目標として活用する指標として、全国平均値(3.77m<sup>2</sup>/人)を採用しました。さらに、削減目標の算定に当たっては、次の要因を考慮しています。

##### ● 特殊要因①：人口密度と施設数との関係に関する地域性

人口密度の低い市町村は施設数が多くなる傾向を考慮します。

本市の人口密度は265人/km<sup>2</sup>であり、全国平均の343人/km<sup>2</sup>(※)と比較し

77.3%の水準であり、全国平均値と単純比較ができない地域性を抱えています。

(※)「全国都道府県市区町村別面積調」(H26.10.1)及び総務省統計局の人口推計より算出

##### ● 特殊要因②：全国平均値の将来見込み（全国平均値の低下を想定）

各市区町村において公共施設等総合管理計画が策定されることにより、今後、施設の総面積の減少が見込まれます。全国の平均値も一定程度低下するものと想定し、本市の削減面積について2割の割増を見込みます。

#### 4. 総量削減目標の算定式

上記を踏まえ、削減目標を設定した算定式は次のとおりです。

式：全国平均値と本市面積との差分×特殊要因①×特殊要因②=削減目標

$$\text{計算} : (4.83 \text{ m}^2/\text{人} - 3.77 \text{ m}^2/\text{人}) \div 4.83 \text{ m}^2/\text{人} \times 22\% = 20\%$$

$$\frac{\text{全国平均との差分}}{22\%} \times \frac{\text{特殊要因①}}{77.3\%} \times \frac{\text{特殊要因②}}{(1+0.2)} = \frac{\text{本市の削減目標}}{20\%}$$

よって、本市の削減目標は20%としました。

<削減目標の20%は平成21年度末数量の約79万m<sup>2</sup>に対して約15万m<sup>2</sup>に相当>

※なお、震災後整備される復興公営住宅及び農業園芸団地等については、削減目標の対象となる公共施設には含まれません（復興公営住宅の維持管理費や改修費については、基金等により確保される見込みです）。

## 【今回改訂に追加した設定根拠】

### 1. 目標の考え方

当初計画で定めた削減目標を踏まえ、今回改訂時までの特殊要因（復旧・復興事業による影響）を考慮しました。

また、今回の改訂時点において、震災復興等の今後想定される公共施設等の管理に及ぼす著しい影響が排除されたことから、目標については延床面積の合計（施設総量）で設定します。

### 2. 当初計画で目標とした施設総量

$$\text{計画時点の施設総量 } 79 \text{ 万m}^2 - \text{ 削減数量 } 15 \text{ 万m}^2 (\text{20\%削減}) = 64 \text{ 万m}^2$$

### 3. 削減目標として考慮した事項

#### ● 特殊要因③：復興事業に係る施設の増加

復興公営住宅の維持管理費や改修費は、基金等により確保されることから、復興事業で整備した復興公営住宅の延床面積 30 万 m<sup>2</sup>を削減総量から除外します。

### 4. 総量削減目標の算定式

上記を踏まえ、削減目標を設定した算定式は次のとおりです。

$$\text{式} : \text{当初計画目標 (施設総量)} + \text{ 特殊要因③ } = \text{ 目標とする施設総量}$$

$$64 \text{ 万m}^2 + 30 \text{ 万m}^2 = 94 \text{ 万m}^2$$

よって、本市の今後の目標（施設総量）は 94 万 m<sup>2</sup>としました。

<削減目標の 94 万 m<sup>2</sup>は

令和 2 年度末数量の約 118 万 m<sup>2</sup>に対して 20 % 削減（削減目標 24 万 m<sup>2</sup>）に相当>

### 第3項 インフラ施設の今後のあり方

新規整備と既存施設の老朽化対策の実施やインフラ施設の適切な存続を図るため、インフラ施設の今後のあり方について、本市では次の3つの全体方針を定めます。

#### 【インフラ施設】3つの全体方針

##### 方針1

##### 維持管理費用の削減に努めます ～財政負担の軽減を図るために～

厳しい財政事情において、既存施設の老朽化の進行や新規整備によって施設が増加することによる財政負担を軽減するために、『維持管理費用の削減』に努めます。

具体的には、予防保全型の修繕、改修を行うことにより、長寿命化を推進し、長期的な維持管理費の削減を図ります。

##### 方針2

##### 安全の確保に努めます ～安心して利用できるように～

道路の陥没・橋の落下・管渠の破損等の事故を防止し、安心してインフラ施設をご利用できるように、『安全の確保』を最優先とした管理を推進します。

具体的には、点検診断等の適切な実施によって、施設の老朽化状況や損傷箇所等の把握に努め、修繕及び更新を計画的に進めるとともに、危険箇所を発見した際には速やかな使用中止等の措置を講じるなど、事故の発生・拡大の防止に努めます。

##### 方針3

##### 計画的な新規整備を推進します ～魅力ある、住みやすいまちづくりのために～

合併以降、現在においても地域間においてインフラ施設の整備状況が不均衡であり、さらに震災の影響によって通常事業を延期してきた実情を踏まえ、魅力ある住みやすいまちづくりを実現するために、『計画的な新規整備』を推進します。

具体的には、維持管理費用の削減等によって財源の確保を図りつつ、地域人口の変化等によるインフラ施設の利用見込みを踏まえた新規整備を行います。

## 第5節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前節において取り上げた全体方針である「災害に強いまちづくり」、「ハコモノ施設の今後のあり方」及び「インフラ施設の今後のあり方」を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方（方針）を次のとおり定めます。

なお、公共施設の特殊事情等に伴う基本的な考え方（方針）については、施設類型ごとに定め、適切な管理を実施していきます。

### 第1項 点検診断等の実施方針

点検診断等は、安全確保・長寿命化等、全ての保全管理の原点であり、公共施設等の管理に係るP D C Aサイクルを適切に実施するために必要不可欠です。

点検診断等については、日常的及び定期的な実施を行うとともに、施設の建設年次だけではなく、施設の状況や地盤地質に係る地域性等の個別事情を十分に勘案します。

また、災害時の緊急点検は避難所に指定されている公共施設や避難用道路等を優先的に実施するよう努めます。併せて、非常時のみに使用する施設や設備類については、日常から災害時を想定した点検診断等の実施に努めます。

道路や橋梁等のインフラ施設については、国や県等が定めた点検診断等に係る各種指針等を遵守して適切な点検診断等を実施し、各種長寿命化計画の策定に活用します。

こうした点検診断等の実施結果については、関係所管課や施設管理者との情報共有を図るとともに、維持管理や安全管理に活用可能なように記録化を推進し、次回の点検診断等への活用を図ります。

#### 点検診断等の実施

- ① 施設状況や地域性等を勘案した点検診断等の実施
- ② 災害時の緊急点検（避難所・避難用道路等を優先）の実施
- ③ インフラ施設は国等の各種点検指針を遵守
- ④ 点検診断等実施結果の情報共有と記録化の推進

### 第2項 維持管理・修繕・更新等の実施方針

限られた財源の中で維持管理・修繕・更新を適切に実施するためには、損傷や不具合が生じてから対応する事後保全型の対応ではなく、点検診断等の結果を踏まえた計画的な予防保全型の対応に切り替える必要があります。

経常修繕や設備保守等の維持管理については、法令等に準拠した維持管理の適切な実施とともに、機械化・省エネ型設備の設置の推進や指定管理者制度の有効活用により、維持管理費用の低減に努めます。

施設の大規模改修または更新の実施を判断する際には、施設ごとの適正な配置等について検討するとともに、点検診断等の結果に基づき老朽化等の施設の状況を的確に把握し、耐用年数及び施設の利用状況等も勘案し、総合的に検討して決定します。

施設の機能向上や延命化を図るための大規模修繕は、施設類型別の再配置計画等を踏まえ、更新をせずに施設の延命効果が確保できることなどの費用対効果を検証の上で、今後とも長期存続

を図る施設に限定して、計画的に実施するものとします。

建替え等の更新は、施設類型別の再配置方針及び人口減少や少子高齢化等による利用需要の変化等を踏まえて必要最低限度の更新工事を行うものとし、安易に従前どおりの建替えを行うことのないようにします。また、建替え工事の計画の際には、同種類似施設の統廃合に関する検討を行うものとします。さらに、更新の際には国や県の各種補助金制度やPPP／PFI手法等の民間活力の積極的な活用を検討し、財政負担の軽減を図るように努めます。

インフラ施設については、長寿命化計画等に基づいた修繕・更新を計画的に実施することで、市民サービスの著しい低下を招かないための老朽化対策と安全管理を推進します。

### 維持管理・修繕・更新等の実施

- ① 予防保全型の維持管理への転換と費用の低減化
- ② 再配置計画等に基づく大規模修繕及び更新の実施
- ③ 更新時において施設の集約化やPPP/PFIの活用を検討
- ④ インフラ施設は長寿命化計画に基づき修繕・更新を実施

### 第3項 安全確保の実施方針

本市においては、今後老朽化した公共施設が急増する見込みであり、さらに震災によって一部損壊等の被害を受けた公共施設について、劣化・損傷が急速に進行する可能性もあることから、安全確保の実施は重要な取り組み事項となっています。

点検診断等の結果において危険性が認められた施設や設備類については、使用中止・立ち入り禁止・早期の改修工事等の措置を講じ、人損や物損の防止に努めます。

さらに、用途廃止等によって今後使用見込みのない建物については、長期間放置して事故等を誘発することのないよう、施設の解体撤去を推進します。

また、エレベーター事故等に代表される重大な事故が他自治体等で発生した際には、本市の類似施設について速やかに点検診断等を実施するほか、使用中止等の緊急措置を講じるなどして安全確保に万全を期すこととします。

安全確保の各種対策を実施する際には、市民を始めとした施設の利用者への情報提供・情報公開を適切に行い、施設管理者としての本市の説明責任を果たすように努めます。

### 安全確保の実施

- ① 点検診断等の結果に基づく速やかな安全確保
- ② 用途廃止した施設の解体撤去を推進
- ③ 類似施設等で発生した事故等に即応した安全確保
- ④ 市民・利用者への安全確保対策の情報提供と情報公開の推進

### 第4項 耐震化の実施方針

本市ではこれまで経験してきた地震被害の教訓を踏まえて公共施設の耐震化に取り組んでおり、

学校教育施設については平成27年度に耐震化を完了しました。

今後とも、各公共施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、国の定める耐震基準を遵守して適切な耐震化を実施します。

また、現状において耐震化が未了である施設については、施設の廃止又は存続の方針を策定した上で、耐震化を計画的に実施します。

### 耐震化の実施

- ① 国の耐震基準に基づく耐震化の実施
- ② 耐震化未了の施設は廃止や解体の方針を踏まえて対応

## 第5項 長寿命化の実施方針

本市では、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、個別に長寿命化計画を策定し、公共施設の長寿命化に取り組んでいます。未策定の個別施設計画については、早期策定に努めます。

長寿命化に関する事業については、策定済みの計画に基づき事業を進めていくとともに、適切に計画の見直しを図っていきます。

ハコモノ施設の長寿命化事業については、配置等を考慮し、必要な施設を絞り込んだ上で実施していきます。

また、本市における施設の重要性や長期的な必要性を踏まえて、補修・補強工事を推進し、公共施設の有効活用を図るものとします。

### 長寿命化の実施

- ① ハコモノ施設は長期的な必要性等を踏まえて実施
- ② インフラ施設は各長寿命化計画に基づき実施

## 第6項 統合や廃止の推進方針

本市では、合併以前の公共施設を継承しており、震災による施設の再建に伴って統廃合を進めていますが、依然として市内全域に類似施設等が重複している状況にあります。

したがって、今後は将来の人口動態、人口構造及び財政状況等を踏まえて、施設の適正配置を検討する必要性がさらに高まります。

公共施設の統合や廃止については、施設の利用状況や建物の老朽化状況を考慮し、市内全域での適正配置を検討した上で、統廃合・用途廃止・継続使用について検討し、民間での事業が可能な施設については、民間移譲を図ります。

また、継続使用する施設については、延床面積の縮減、維持管理費の低減及び稼働率の向上等の効率的な利用を図るため、同種類似施設の集約化や施設類型（用途）が異なる施設の同一建物

での複合化を図ります。

なお、統廃合や用途廃止をした施設のうち、使用可能な建物については、用途転用による活用を推進するとともに、老朽化が著しく修繕工事の効果が低いと判断された施設は、解体撤去を行い、跡地については、他の公共施設用地への転用や売却などの有効活用等を図ります。

こうした統合や廃止に関する各種施策の実施に当たっては、市民との事前調整を図り、市民サービスの著しい低下を招かないように努めます。

### 統合や廃止の推進

- ① 老朽化や利用状況等を踏まえた適正配置の検討
- ② 類似施設の集約化や複合化の推進
- ③ 未利用施設の転用や解体、跡地の有効活用
- ④ 住民への説明と協力の確保

## 第7項 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

この基本方針に基づく取組を推進するため、石巻市行財政改革推進本部により公共施設等の管理に関する情報共有、部局間の調整などを行うこととします。

本計画を実施するためのより詳細な取り組み内容については、この基本方針に基づき、各公共施設において策定する個別施設計画に委ねることとします。

公共施設等の適切な維持管理や利活用などについての専門的な研修への参加を行うこととします。

### 体制の構築

- ① 石巻市行財政改革推進本部の下で一元的な管理を推進
- ② 公共施設等の適正な維持管理等研修への参加

## 第8項 ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の修繕・更新等を行う際には、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設となるよう、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進します。

### ユニバーサルデザイン化の実施

- ① 修繕・更新時において、ユニバーサルデザイン化を推進

## 第9項 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会の実現を目指し、新設予定の公共施設や既存の公共施設の更新・改修時にLED照明の採用など、省エネルギー対策を検討します。また、公共施設における太陽光発電の導入など、再生エネルギーの活用を検討し、脱炭素化を推進します。

### 脱炭素化の実施

- ① 新設・修繕・更新時に省エネルギー対策を推進
- ② 公共施設における再生エネルギーの活用を推進

---

## 第6節 P D C A サイクルの推進方針

---

本計画の着実な推進のため、マネジメント担当課は、P D C A サイクルにより取組を評価し、評価結果に基づき、関係部署と連携を図りながら計画の確実な実行に向け、毎年度、類型別の進行管理を行うこととします。

また、計画の期間が40年と長期にわたるため、計画が実情とかけ離れたものとならないよう、必要に応じて公共施設等総合管理計画を改訂することとします。